三　複数の者による署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成及び管理その他当該署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。

第三章　認証業務情報等の保護

第三十条の見出し中「保存期間に係る失効情報ファイル」を「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同条中「失効情報ファイル」を「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（対応証明書の発行の番号の提供の方法）

第三十六条　令第十五条第一号及び第二号の規定による対応証明書の発行の番号の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第二十九条の見出し中「保存期間に係る失効情報」を「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報」に改め、同条中「失効情報」を「保存期間に係る署名用電子証明書失効情報」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十八条の二の見出し中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条中「の規定により」を「に規定する」に、「とおり」を「事項」に改め、同条第一号及び第二号中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十八条を削る。

第二十七条の前の見出しを削る。

第二十七条の二に見出しとして「（団体等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨等の届出事項）」を付し、同条中「により失効情報等」を「による署名用電子証明書失効情報等」に、「求めようとする者」を「求める旨及び署名確認者の範囲の届出」に、「都道府県知事」を「機構」に、「届け出なければならない」を「届け出ることにより行うものとする」に改め、同条第二号及び第三号中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十七条に見出しとして「（行政機関等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項）」を付し、同条中「により失効情報及び失効情報ファイル（以下「失効情報等」という。）」を「による署名用電子証明書失効情報等」に、「求めようとする者」を「求める旨の届出」に、「都道府県知事」を「機構」に、「届け出なければならない」を「届け出ることにより行うものとする」に改め、同条第二号及び第三号中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（機構と署名検証者との間での取決めの内容）

第三十一条　法第十七条第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　署名用電子証明書失効情報等の提供の具体的な方法

二　署名用電子証明書失効情報等の提供の周期

三　損害賠償に関する事項

四　その他総務大臣が必要と認める事項

第二十六条の次に次の三条を加える。

（電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準）

第二十七条　令第九条第一号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　法第十七条第一項第六号の規定による総務大臣の認定を受けようとする者（次条第一号において「電子署名等確認認定申請者」という。）が行う同項第六号に規定する確認の用に供する設備のうち次に掲げるもの（以下この条及び第八十条第六号において「電子署名等確認設備」という。）は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

イ　署名利用者から通知される電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書又は利用者証明利用者の電子利用者証明に関して通知される利用者証明用電子証明書を受領するシステムに係る設備

ロ　受領した署名用電子証明書が効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて電子署名が行われたこと又は受領した利用者証明用電子証明書が効力を失っていないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて電子利用者証明が行われたことを確認するシステムに係る設備

ハ　イ及びロに掲げる設備のほか、次に掲げる情報を保存する設備

(1)　署名利用者から提供を受けた署名用電子証明書

(2)　署名用電子証明書失効情報

(3)　署名用電子証明書失効情報ファイル

(4)　対応証明書の発行の番号

(5)　利用者証明利用者から提供を受けた利用者証明用電子証明書

(6)　利用者証明用電子証明書失効情報

(7)　利用者証明用電子証明書失効情報ファイル

二　電子署名等確認設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。

三　電子署名等確認設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該電子署名等確認設備の動作を記録する機能を有していること。

（電子署名又は電子利用者証明の確認に係るその他の業務の方法）

第二十八条　令第九条第四号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　電子署名等確認認定申請者の役員若しくは法第十七条第一項第六号に規定する確認の業務（以下「電子署名等確認業務」という。）を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者がないこと。

二　電子署名等確認業務について次の事項を規程等により明確かつ適切に定め、かつ、当該規程等に基づき業務を適切に実施すること。

イ　業務の手順

ロ　業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統

ハ　業務の一部を他に委託をする場合においては、受託者の名称、住所及び代表者の氏名、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法

ニ　業務の監査に関する事項

ホ　業務に係る記述に関し充分な知識及び経験を有する者の配置

ヘ　業務の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用の防止並びに業務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置

ト　危機管理に関する事項

三　電子署名等確認業務において取り扱う前条第一号ハに掲げる情報の漏えいの防止及び漏えいのおそれがある場合の対応のための体制等を適切に定め、かつ、適切に周知を実施すること。